

## 大阪府保険者協議会負担金の納付に関する要綱

この要綱は、大阪府保険者協議会設置運営規程第10条第2項に定める負担金の納付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

- 1 協議会の運営等に要する経費については、事務局から、協議会を構成する別表第1左欄に掲げる団体（以下「構成団体」という。）に対し請求するものとする。
- 2 請求を受けた構成団体は毎年度、次の方法により負担金について納付するものとする。
  - (1) 協議会の運営等に要する経費については、総務的経費と事業的経費に区分するものとする。
  - (2) 負担金の額は、別表第2の経費欄に掲げる経費の区分に応じ、計算方法欄に掲げる計算方法により算出するものとし、その合計額を負担金の額とする。
  - (3) 請求を受けた構成団体は、請求日から20日以内に負担金を払い込むものとする。

### 附 則

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営規程は、平成29年4月1日から施行する。

### 附 則

この運営規程は、平成31年3月29日から施行する。

### 附 則

この運営規程は、令和2年1月24日から施行する。

別表第1

団体名	団体の会員等
全国健康保険協会大阪支部	同左
健康保険組合連合会大阪連合会	同左連合会の会員組合
大阪府国民健康保険団体連合会	同左連合会の会員保険者
大阪府に存する共済組合を代表する共済組合	公立学校共済組合、地方職員共済組合、 警察共済組合、大阪府市町村職員共済組合
大阪府後期高齢者医療広域連合	同左

別表第2

経費	計算法
総務的経費A	$\frac{(\text{総務的経費の予算総額} - \text{国庫補助金(歳入見込額)}) \times (\text{別表第1右欄に掲げる団体の会員等別の被保険者数})}{\text{別表第1右欄に掲げる団体の会員等の総被保険者数}}$ $- \text{別表第1左欄に掲げる団体の前年度繰越金}$
事業的経費B	$\frac{(\text{事業費的経費の予算総額} - \text{国庫補助金(歳入見込額)}) \times (\text{実施年度の前年度から過去3年間の別表第1右欄に掲げる団体の会員等別の平均参加人数})}{\text{実施年度の前年度から過去3年間の別表第1右欄に掲げる団体の会員等の平均総参加人数}}$ $- \text{別表第1左欄に掲げる団体の前年度繰越金}$
負担金の額	A + B

備考：1 「被保険者数」は、前年の3月末日現在の被保険者数及び被扶養者を合算した人数とする。

2 1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り上げるものとする。